

令和6年第10回生駒市選挙管理委員会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和6年10月9日午後2時00分～午後3時15分
- 2 開催場所 生駒市役所4階401会議室
- 3 出席委員 委員長 新田博司
委 員 前田邦典
委 員 中谷隆一
委 員 山本有佳里
- 4 事務局出席 事務局長 久保悟史 係長 鳴川敦士 主任 中村知憲
- 5 議案
報告第 1 号 専決処分の報告について

議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて

原案のとおり決定しました。

議案第28号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抄本の使用について

原案のとおり決定しました。

議案第29号 衆議院議員総選挙における在外選挙人名簿の抄本の使用について

原案のとおり決定しました。

議案第30号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任について

原案のとおり決定しました。

議案第31号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について

原案のとおり決定しました。

議案第32号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票事務を取り扱うことができる場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第33号 衆議院議員総選挙における在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第34号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所の場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第35号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第 3 6 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票開始時刻
の変更について

原案のとおり決定しました。

議案第 3 7 号 衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第 3 8 号 衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第一区における投票記載所の氏名等
掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第 3 9 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券
の様式の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第 4 0 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における事務執行計画
について

原案のとおり決定しました。

議案第 4 1 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙時啓発計
画について

原案のとおり決定しました。

議案第 4 2 号 在外選挙人名簿の登録の抹消について

原案のとおり決定しました。

〔協議事項〕

なし

〔その他〕

- ・投票管理者の業務について説明。
- ・次回委員会は、10月14日午前9時から開催する旨確認。

令和6年第10回 生駒市選挙管理委員会 議案

(※個人情報の部分については省略している場合があります。)

と き 令和6年10月9日 午後2時00分
ところ 生駒市役所4階 401会議室

1 開会宣言

2 審議事項

報告第 1 号 専決処分の報告について

議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて

議案第28号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿
の抄本の使用について

議案第29号 衆議院議員総選挙における在外選挙人名簿の抄本の使用について

議案第30号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者
及び同職務代理者の選任について

議案第31号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票
所について

議案第32号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票
事務を取り扱うことができる場所の指定について

議案第33号 衆議院議員総選挙における在外選挙人の期日前投票を行わせることが
できる期日前投票所の場所の指定について

議案第34号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の
投票所の場所の指定について

議案第35号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所
及び日時の決定について

議案第36号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票開始時
刻の変更について

議案第37号 衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日
時の決定について

議案第38号 衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第一区における投票記載所の氏名
等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定について

議案第39号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場
券の様式の決定について

議案第40号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における事務執行計
画について

議案第41号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙時啓発
計画について

議案第42号 在外選挙人名簿の登録の抹消について

3 協議事項

4 その他

5 閉会宣言

報告第 1 号

専決処分の報告について

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて、委員会の議決により指定された生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿の登録及び在外選挙人名簿への登録の移転について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新 田 博 司

専第 1 号

専 決 処 分 書

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて委員会の議決により指定された、
生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿の登録について、別紙のとおり専
決処分する。

記

令和6年9月24日

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博



専第 1 号別紙

在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿の登録申請者のうちで生駒市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり登録する。

1 登録する者 別紙 在外選挙人名簿登録者のとおり

2 在外選挙人名簿の登録者数

区 分	男	女	計	備考
在外選挙人名簿登録者数 (A)	48	77	125	
新規登録者数 (B)	1	1	2	
差引名簿登録者数 (A+B)	49	78	127	

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて委員会の議決により指定された、
生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿への登録の移転について、別紙の
とおり専決処分する。

記

令和6年10月2日

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田博司



専第 2 号別紙

在外選挙人名簿への登録の移転について

公職選挙法第30条の6第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録移転申請者のうちで生駒市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録し、公職選挙法第28条第1項第3号の規定により、選挙人名簿の登録を抹消する。

1 登録移転者 別紙 在外選挙人名簿登録移転者のとおり

2 在外選挙人名簿の登録者数

区 分	男	女	計	備考
在外選挙人名簿登録者数 (A)	49	78	127	
登録移転者数(登録) (B)	0	1	1	
差引名簿登録者数 (A + B)	49	79	128	

3 選挙人名簿の登録者数

区 分	男	女	計	備考
選挙人名簿登録者数 (A)	45,351	51,889	97,240	
登録移転者数(抹消) (B)	0	1	1	
差引名簿登録者数 (A - B)	45,351	51,888	97,239	

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて委員会の議決により指定された、生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿の登録について、別紙のとおり専決処分する。

記

令和6年10月7日

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司



専第 4 号別紙

在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿の登録申請者のうちで生駒市の
在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり登録する。

1 登録する者 別紙 在外選挙人名簿登録者のとおり

2 在外選挙人名簿の登録者数

区 分	男	女	計	備考
在外選挙人名簿登録者数 (A)	49	79	128	
新規登録者数 (B)	1	0	1	
差引名簿登録者数 (A + B)	50	79	129	

議案第 27 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定に基づいて、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録の移替えの延期について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 28 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抄本の使用について

公職選挙法第19条第4項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙人名簿の抄本を用いるものとする。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 29 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿の
抄本の使用について

公職選挙法第30条の2第5項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、在外選挙人名簿の抄本を用いるものとする。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 30 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任について

公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任し、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

- | | | | |
|---|--------|-----|--|
| 1 | 開票管理者 | 住 所 |  |
| | | 氏 名 | 新 田 博 司 |
| 2 | 同職務代理者 | 住 所 |  |
| | | 氏 名 | 前 田 邦 典 |

議案第 31 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所
について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所は次のとおりとし、公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第41条第1項の規定により、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

期日前投票所名	期日前投票所の場所	開設期間	開設時間
生駒市役所期日前投票所	生駒市東新町8番38号 生駒市役所401会議室	令和6年10月16日から 令和6年10月26日まで	午前8時30分から 午後8時まで
北コミュニティセンター期日前投票所	生駒市上町1543番地 北コミュニティセンター I S T Aはばたき 小ホール	令和6年10月22日から 令和6年10月26日まで	午前8時30分から 午後8時まで

議案第 32 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票事務を取り扱うことができる場所の指定について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第49条第1項の規定により不在者投票の事務を取り扱うことができる場所を次のとおり指定し、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博司

生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室

議案第 33 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の
期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所の指定について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所を次のとおり指定し、公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定により、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

生駒市役所期日前投票所（生駒市東新町8番38号 生駒市役所401会議室）

議案第 34 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所の場所の指定について

公職選挙法第39条の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所は別紙の場所に設けるものとし、同法第41条第1項の規定により、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 35 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及
び日時の決定について

公職選挙法第63条及び第64条の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院
議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時は次のとおり
とし、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

- 1 場 所 生駒市門前町9番20号 生駒市市民体育館
- 2 日 時 令和6年10月27日（日） 午後9時00分から

議案第 36 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票開始時刻
の変更について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお
ける開票の開始時刻が遅れた場合、次のように変更し、公職選挙法第64条の規定によ
り、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

開始時刻

10分変更する場合	午後9時10分
20分変更する場合	午後9時20分
30分変更する場合	午後9時30分
40分変更する場合	午後9時40分

議案第 37 号

衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
の決定について

公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじは、次の場所及び日時で行い、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

1 衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第一区生駒市開票区に係るくじ

場 所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室

日 時 令和6年10月24日（木） 午後5時30分から

2 衆議院比例代表選出議員選挙生駒市開票区に係るくじ

場 所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室

日 時 令和6年10月24日（木） 午後5時40分から

議案第 38 号

衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第一区における投票記載所の氏名等
掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時決定について

公職選挙法第175条第3項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第一区における投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時で行い、その旨告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博司

- 1 場 所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室
- 2 日 時 令和6年10月15日（火） 午後5時30分から

議案第 39 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券
の様式の決定について

生駒市公職選挙事務執行規程第5条の規定により、令和6年10月27日執行の衆議
院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式は、別紙のと
おりとする。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 40 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における事務執行計画
について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお
ける事務執行計画については、別紙のとおりとする。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 41 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙時啓発
計画について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお
ける選挙時啓発計画については、別紙のとおりとする。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博 司

議案第 42 号

在外選挙人名簿の登録の抹消について

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿の登録を抹消すべき者は次のとおりであり、同条第3号の該当者は告示する。

令和6年10月9日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博司

- 1 登録を抹消すべき者 別紙のとおり
- 2 在外選挙人名簿の登録者数

区 分		男	女	計	備考
在外選挙人名簿登録者数 (A)		50	79	129	
新規登録者数 (B)		0	0	0	
抹消者数 (C)		1	0	1	
(C) の 内 訳	1号事由(死亡・国籍喪失)	0	0	0	
	2号事由(帰国戸籍附票記載)	1	0	1	
	3号事由(誤登等)	0	0	0	
差引名簿登録者数 (A+B-C)		49	79	128	

議案第 27 号別紙

(専決処分書)

専第 3 号

専 決 処 分 書

公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、第50回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の移替えについては、令和6年10月3日から選挙の期日までの間、延期し、その旨を告示することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月3日

生駒市選挙管理委員会

委員長 新 田 博



議案第 34 号別紙

(各投票区)

投票所一覧表

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票所	所在地	施設名
第1投票区投票所	生駒市高山町1101番地	傍示集会所
第2投票区投票所	生駒市高山町3976番地	庄田自治会館
第3投票区投票所	生駒市高山町6042番地	大北自治会館
第4投票区投票所	生駒市高山町12503番地3	久保集会所
第5投票区投票所	生駒市高山町7287番地1	旧デイサービスセンター長楽
第6投票区投票所	生駒市鹿畑町1338番地	鹿畑自治会館
第7投票区投票所	生駒市上町1543番地	北コミュニティセンター小ホール
第8投票区投票所	生駒市北田原町1328番地	北田原町集会所
第9投票区投票所	生駒市南田原町600番地1	南田原町集会所
第10投票区投票所	生駒市小明町804番地1	小明町自治会館
第11投票区投票所	生駒市生駒台北78番地	生駒台自治会館
第12投票区投票所	生駒市俵口町787番地1	俵口町自治会館
第13投票区投票所	生駒市新生駒台1番33号	生駒台小学校多目的室
第14投票区投票所	生駒市西松ヶ丘9番19号	生駒中学校小ホール
第15投票区投票所	生駒市北新町9番28号	たけまるホール研修室1
第16投票区投票所	生駒市谷田町363番地6	谷田自治会館
第17投票区投票所	生駒市辻町238番地	生駒市図書館大会議室
第18投票区投票所	生駒市山崎町11番7号	生駒ふるさとミュージアム多目的室
第19投票区投票所	生駒市東新町8番38号	生駒市役所2階ロビー
第20投票区投票所	生駒市門前町11番12号	門前町会館
第21投票区投票所	生駒市緑ヶ丘2232番地	緑ヶ丘中学校多目的ホール
第22投票区投票所	生駒市東生駒1丁目70番地8	東生駒自治会館
第23投票区投票所	生駒市東生駒月見町128番地40	菜畑自治会館
第24投票区投票所	生駒市壺分町873番地1	壺分町東自治会館
第25投票区投票所	生駒市小瀬町18番地	南コミュニティセンターセミナー室202
第27投票区投票所	生駒市小平尾町399番地	北小平尾自治会館
第28投票区投票所	生駒市小平尾町1526番地2	南小平尾自治会館
第29投票区投票所	生駒市萩の台939番地	萩の台自治会館
第30投票区投票所	生駒市鹿ノ台西1丁目5番地2	鹿ノ台小学校体育館
第31投票区投票所	生駒市あすか野南2丁目1番24号	あすか野自治会館
第32投票区投票所	生駒市東生駒3丁目398番地80	東生駒南自治会館
第33投票区投票所	生駒市小瀬町579番地1	小瀬町自治会館
第34投票区投票所	生駒市真弓1丁目11番15号	真弓小学校多目的ホール
第35投票区投票所	生駒市萩の台4丁目8番23号	萩の台住宅地自治会館
第36投票区投票所	生駒市ひかりが丘3丁目1658番地20 他	ひかりが丘ふれあい公園管理事務所
第37投票区投票所	生駒市上町3000番地	上中学校多目的室
第38投票区投票所	生駒市さつき台1丁目503番地106	さつき台集会所
第39投票区投票所	生駒市喜里が丘1丁目10番18号	喜里が丘自治会館
第40投票区投票所	生駒市北大和2丁目4番地1	北大和自治会館
第41投票区投票所	生駒市小瀬町911番地1	大瀬中学校多目的室

議案第 39 号別紙

(投票所入場券)

01	001	01	生駒 太郎	*				
投票区	名簿番号		選挙人	照合欄	小選挙区	比例代表	国民審査	

投票所入場整理券

630-0000
東新町 8 番 38 号

生駒 太郎 様



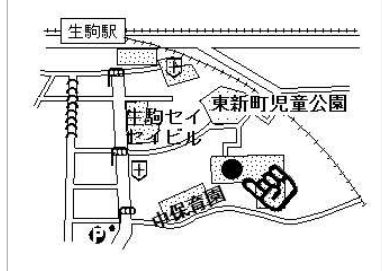
世帯内枚数 総連番 # 通数連番 *



衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

令和 6 年 10 月 27 日（日） 午前 7 時から 午後 8 時まで
衆議院小選挙区選出議員選挙は『奈良県第 1 区』です。

投票所
生駒市役所 2 階ロビー
東新町 8 番 38 号



地図は生駒市のホームページでもご覧いただけます。
URL : <https://www.city.ikoma.lg.jp>

期日前投票の際の宣誓書をご利用ください！

***** この入場整理券を投票所へお持ちください *****

◆ この入場整理券は、本人以外は使用できません。
◆ この入場整理券が届いても、投票する日に選挙権のない人は投票できません。

生駒市選挙管理委員会

期日前投票宣誓書

私は、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。
このことは、真実であることを誓います。

令和 6 年 月 日
（期日前投票を行う日を記入）

生駒市選挙管理委員会委員長 新田 博司 様

期日前投票のご案内

投票当日に投票所へ行けないと見込まれる人は、期日前投票をすることができます。上記の期日前投票宣誓書に記入していただき、期日前投票所までお持ちください。
なお、期日前投票場所、日時は同封の案内文書でご確認ください。
また、仕事や学業等で市外に滞在されている人の不在者投票については、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
問合せ：生駒市選挙管理委員会事務局
TEL：74-1111（内線 3610）

【事由】

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 住所移転のため、生駒市外の市町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

代理投票補助者氏名(2名) ※この欄には何も書かないでください。

氏 名	
生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
現 住 所	(表面の住所と異なる場合のみ記入してください)

投票当日に投票する人は、上記に記入する必要はありません。